

にぎわいフェスタ

平成23年 3月19日 10:00~15:00

佐野駅前 みんなで、むちゅっけてやろう!!会場ご案内

おしゃべり朝市「ばるぼとマルシェ」
「そらべあ」コーナー
佐野市ゆかりのアーティスト「大正華道」
ヒップホップダンス
佐野ブランドロゴマーク・キャラクターデザイン発表会
DIAMOND & YUKAI トーク＆ライブ
大道芸
クラシックカー
お問合せは 佐野商工会議所 Tel: 22-5511

「協会けんぽ」の保険料率が変わります

平成23年3月分から

中小企業等で働く方やそのご家族が加入している健康保険「協会けんぽ」では、財政状況が依然として厳しく、現在抱えている累積債務も着実に解消する必要があり、平成二十三年三月分（四月納付分）より「協会けんぽ」の健康保険料率が、全国平均で九・三四％から九・五〇％へ引上げとなります。

【健康保険料率】
○現行 九・三三％
○平成二十三年三月分より 九・四七％
（全国比▲〇・三三％）
【介護保険料率】
○現行 一・五〇％
○平成二十三年三月分より 一・五二％

例：年収二十八万円の場合
【健康保険料】 労使で月額約四二〇円増
【介護保険料】 労使で月額約二八円増
より詳しい内容は、
http://www.kyoenkai.jp/ or.jp/ で確認下さい。
お問合せは、全国健康保険協会栃木支部（協会けんぽ）Tel: 〇二八-一六一-一六九一まで。

無担保・無保証人マル経融資の流れ

会員事業所 日本政策金融公庫 佐野商工会議所

- ① 申込み
- ② 調査・確認
- ③ 推薦
- ④ 融資
- ⑤ 返済

マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資制度）は、小規模事業者の皆様の経営改善に必要な事業資金を、当所の推薦により『日本政策金融公庫』から借り入れる国の制度です。

【利用できる方】
●一年以上地区内で営業し六ヶ月以上当所の経営指導を受けている方。
●常時使用する従業員が、商業・サービス業は五人以下、製造・建設業は二十人以下の方。
●期限の到来している税金（所得税・法人税・事業税等）を完納している方。
●許認可・登録届出を要する事業は現に許認可登録を受けている方。
●商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種である方。
●連続欠損及び借入過多の場合、審査の結果によっては貸付を受けられない場合があります。

【融資限度】
一五〇〇万円
（運転・設備資金）
【返済期間】
運転は七年以内
設備は十年以内
【利率】
年一・九五％
（平成二十三年三月一日現在）
※設備資金貸付については融資から二年間の貸付利率が〇・五％低減できます。
※直近二期分の決算書・確定申告書をご持参の上、ご相談下さい。

店舗併用住宅、店舗、事務所、作業所などの建物は…

◎一般販売店舗や危険割増のない建物の場合
(100万円契約あたり1年間のお支払いは…)

建物の構造別	鉄筋コンクリート(特級)		鉄骨耐火造	鉄骨造	木造モルタル塗等	木造
	建物	動産	(1級)	(2級)	(3級)	(4級)
普通火災共済	320	—	550	1,240	2,210	2,500
家財・機械・什器等	—	400	550	1,240	2,210	2,500
商品・製品等	—	600	750	1,440	2,410	2,700

◎普通物件は、職業・作業の内容によって上記の他に割増料がかかります。それぞれお問い合わせください。

例：料理飲食店の場合
(100万円契約あたり1年間のお支払いは…)

建物の構造別	鉄筋コンクリート(特級)		鉄骨耐火造	鉄骨造	木造モルタル塗等	木造
	建物	動産	(1級)	(2級)	(3級)	(4級)
普通火災共済	740	—	1,400	2,500	4,320	4,610
家財・機械・什器等	—	820	1,400	2,500	4,320	4,610

掛金が安く、支払いが早い

中小企業のための火災共済

掛金が安く、経費の節減に役立ちます。
②支払いが早い
万一の場合、直ちに査定を行い、簡単な手続きで共済金を支払います。
③剰余金は契約者に還元
協同組合組織ですから、剰余金は利用分量配当金などで、契約者に還元されます。
④質権設定ができる
融資物件の火災共済加入

労働保険の成立手続きはお済みですか

労働保険とは、労災保険と雇用保険とを総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として原則的に一体のものとして取り扱われています。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、その事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

当所では、事業主の委託を受けて、労働保険事務組合の組織のもとで事務を代行しています。

【委託できる事業主】
●常時使用する労働者が、金融・保険・不動産・小売業は五〇人以下、サービス・卸売業は一〇〇人以下、その他の事業は三〇〇人以下の事業主。

【委託できる事務】
①概算・確定保険料などの申告及び納付に関する事務
②保険関係成立届・任意加入の申請・雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
③労災保険の特別加入の申請等に関する事務
④雇用保険の被保険者に関する事務
⑤その他労働保険に関する事務
⑥労働保険の特別加入に関する事務

※印紙保険料に

安心して働ける職場づくり

仕事へのケガなどに備える保険

労働保険は当所への事務委託が便利

労働保険とは、労災保険と雇用保険とを総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として原則的に一体のものとして取り扱われています。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、その事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

当所では、事業主の委託を受けて、労働保険事務組合の組織のもとで事務を代行しています。

【委託できる事業主】
●常時使用する労働者が、金融・保険・不動産・小売業は五〇人以下、サービス・卸売業は一〇〇人以下、その他の事業は三〇〇人以下の事業主。

【委託できる事務】
①概算・確定保険料などの申告及び納付に関する事務
②保険関係成立届・任意加入の申請・雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
③労災保険の特別加入の申請等に関する事務
④雇用保険の被保険者に関する事務
⑤その他労働保険に関する事務
⑥労働保険の特別加入に関する事務

※印紙保険料に

無担保・無保証人・低利の融資制度

マル経融資をご利用ください!!

マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資制度）は、小規模事業者の皆様の経営改善に必要な事業資金を、当所の推薦により『日本政策金融公庫』から借り入れる国の制度です。

【利用できる方】
●一年以上地区内で営業し六ヶ月以上当所の経営指導を受けている方。
●常時使用する従業員が、商業・サービス業は五人以下、製造・建設業は二十人以下の方。
●期限の到来している税金（所得税・法人税・事業税等）を完納している方。
●許認可・登録届出を要する事業は現に許認可登録を受けている方。
●商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種である方。
●連続欠損及び借入過多の場合、審査の結果によっては貸付を受けられない場合があります。

【融資限度】
一五〇〇万円
（運転・設備資金）
【返済期間】
運転は七年以内
設備は十年以内
【利率】
年一・九五％
（平成二十三年三月一日現在）
※設備資金貸付については融資から二年間の貸付利率が〇・五％低減できます。
※直近二期分の決算書・確定申告書をご持参の上、ご相談下さい。

マル経資金

最大1500万円まで融資

金利1.95%

(平成23年3月1日現在)

お申込み・お問合せは、当所経営支援課（Tel: 二二-五五一）まで。

佐野公共職業安定所からのお知らせ

★宇都宮新卒応援ハローワーク設置のお知らせ
新卒応援ハローワークは、来春卒業予定でまだ就職が決まっていない大学等の学生のほか、既卒者の方も対象としている就職支援窓口です。就職が決まるまで担当が一貫して相談や助言にあたるほか、中小企業とのマッチングや全国の求人情報の提供など、個別にきめ細かな支援を行うのが特徴です。

★3年以内既卒者は新卒枠で応募受付を!!
指針が改正されました。若年雇用機会確保法第九條に基づき、厚生労働大臣が定めた「青少年の雇用機会の確保等」に関する指針に、新卒採用に当たって、少なくとも卒業後三年間は応募できるようにすることが追加されました。（詳細は、リーフレット等をご参照ください。）

労働保険事務組合

労働保険の成立手続きはお済みですか

労働保険とは、労災保険と雇用保険とを総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として原則的に一体のものとして取り扱われています。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、その事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

当所では、事業主の委託を受けて、労働保険事務組合の組織のもとで事務を代行しています。

【委託できる事業主】
●常時使用する労働者が、金融・保険・不動産・小売業は五〇人以下、サービス・卸売業は一〇〇人以下、その他の事業は三〇〇人以下の事業主。

【委託できる事務】
①概算・確定保険料などの申告及び納付に関する事務
②保険関係成立届・任意加入の申請・雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
③労災保険の特別加入の申請等に関する事務
④雇用保険の被保険者に関する事務
⑤その他労働保険に関する事務
⑥労働保険の特別加入に関する事務

※印紙保険料に